

令和元年6月4日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16904

研究課題名（和文）大正期・昭和初期の司法省・検察に関する実証的研究：「平沼・鈴木閥」の動向を中心に

研究課題名（英文）Historical research on the Ministry of Justice and the prosecution in the Taisho period and the early Showa period: mainly focused on Hiranuma and Suzuki faction

研究代表者

萩原 淳 (HAGIHARA, Atsushi)

琉球大学・人文社会学部・准教授

研究者番号：50757565

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は大正期・昭和初期の司法省・検察を、最大勢力であった「平沼・鈴木閥」の行動・思想に着目して、実証的に解明することである。その成果は主に次の二点である。第一に、平沼騏一郎がいかにして司法部内に、「平沼・鈴木閥」を形成し、その後、平沼・鈴木が司法部を離れた後も、いかなる形で司法部に対し、政治的影響力を保つことができたのか、という点を解明した。第二に、「平沼・鈴木閥」の影響が1930年頃から衰え、小山松吉・小原直らは「平沼・鈴木閥」と距離を取り、減刑嘆願運動とも距離を置くことで、他の政治勢力からの介入をさけるという意味の司法権の独立を志向したことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

司法は行政・立法と並ぶ三権の一つであり、とりわけ社会・経済・政治に大きな影響を与える裁判官統制や検察のあり方は現代的な課題であり続けている。しかし、戦前の司法と政治に関する研究ははっきりと立ち遅れている状況であった。本研究課題の分析では、大正期・昭和初期の司法省・検察を、最大勢力であった「平沼・鈴木閥」の分析を通じて、当該期の司法に関する実証研究の水準を引き上げることが一定程度できた。

研究成果の概要（英文）：This research examined the political roll of the Ministry of Justice and the prosecutor's office in the Taisho era and the early Showa era, focusing on the behavior and thought of Hiranuma and Suzuki faction. This reserch revealed the following two points. Firstry, this research revealed the formation process of Hiranuma and Suzuki faction and the political influence on the Ministry of Justice and the prosecutor's office after Hiranuma and Suzuki left the judicial department. Secondly, this research revealed the influence of "Hiranuma and Suzuki declined from around 1930, and Matsukichi Koyama and Naoshi Ohara took a distance with Hiranuma and Suzuki. Koyama and Ohara sought independence of the judicial power, meaning that they would avoid intervention from other political power.

研究分野：日本政治外交史

キーワード：司法省 検察 平沼騏一郎 鈴木喜三郎 弁護士

1. 研究開始当初の背景

戦前日本では、司法省・検察が裁判所よりも優位にあった。その立役者となったのは平沼騏一郎と鈴木喜三郎である。両者は犯罪捜査の指揮と司法行政を主導する過程において、「司法権の独立」を掲げ、内閣や政党から相対的に独立した勢力である「平沼・鈴木閥」を形成した。

「平沼・鈴木閥」は大正期・昭和初期の司法省・検察の最大勢力となり、治安立法の制定と思想検察の創設を主導した。また、昭和初期には疑獄事件の摘発や「司法ファッショ」と称される強引な捜査で、政党政治の正統性を大きく傷付ける結果をもたらした。

戦後、司法省による裁判官統制は否定された。しかし、依然として、人事を管轄する最高裁事務総局による裁判官統制のあり方が問題視されている（新藤宗幸『司法官僚』岩波書店、2009年）。また、最近でも、政治家の疑獄事件に関する検察の中立性・公平性が国会において議論となった。

すなわち、司法は行政・立法と並ぶ三権の一つであり、とりわけ社会・経済・政治に大きな影響を与える裁判官統制や検察のあり方は現代的な課題であり続けている。

今後の司法を考える上でも、戦前の司法省・検察の実態を実証的に解明し、その歴史的経験を将来に活かす必要がある。この点において、本研究は社会的に極めて重要な意味を持つ。

しかし、政治史の分析対象は政党や軍部、「宮中」などに集中し、大正期・昭和初期の司法省・検察に関する実証研究ははっきりと立ち遅れており、その全体像は未だに明らかとなっていない。

明治末期から大正期の主な研究としては、平沼・鈴木が立憲政友会との協調により政治的に台頭していく過程を描いた研究（三谷太一郎『近代日本の司法権と政党』塙書房、1980年）、戦前日本の行政改革が裁判所や地域社会に与えた影響を分析した研究（前山亮吉『近代日本の行政改革と裁判所』信山社出版、1996年）などがある。

しかし、これらの研究の焦点は、政友会側の動向や陪審制の導入、裁判所構成法の実施過程といったトピックに集中し、司法省・検察の動向を一貫して内在的に分析しているわけではない。昭和初期の研究に至っては、特定の事件についての実証研究にとどまっている（我妻栄等編『日本政治裁判史録 昭和・前』第一法規出版、1970年、松浦正孝「『帝人事件』考」『年報政治学』1995年、中澤俊輔『治安維持法』中央公論新社、2012年、など）。

2. 研究の目的

1. で述べた背景を踏まえ、「平沼・鈴木閥」の影響下にあった司法省・検察の行動・思想を総合的に解明する。そのことにより、はっきりと立ち遅れている大正期・昭和初期の司法に関する実証研究の水準を引き上げる。司法省・検察の最大勢力を分析することにより、政党や裁判官、弁護士界との行動・思想の相違を立体的・構造的に明らかになる。これらは司法の全体像の基礎構築に大きく寄与するものとなる。また、本研究は政策・政治過程だけでなく、法の成立・運用・法思想を分析視角としており、政治史と法制史とを架橋する学際的研究である。

3. 研究の方法

次の3つの方法から研究を進めた。

まず、「平沼・鈴木閥」の形成過程の分析にとりかかった。具体的には、『木戸幸一日記』

や『西園寺公と政局』といった基本的な刊行史料はもちろんのこと、当時の代表的な新聞である、『東京朝日新聞』、『東京日日新聞』に加え、当時の法曹界の動向や捜査の進展を報じた『法律新聞』、『日本弁護士協会録事』などを調査した。また、平沼と親しく、司法官出身でもある倉富勇三郎の長大な日記に目を通し、平沼及び、司法部に関する情報を収集するとともに、解析したことも特色である。

次に、研究課題開始後に、有力な弁護士出身の代議士鶴澤総明の文書が千葉県文書館に所蔵されていることを知り、遺族の承諾を得て、調査した。その結果、冊子複製版で30冊ほどある膨大な史料であることを発見した。そのため、急ぎよ、再度調査する必要が生じたため、調査を行い、コピーを取った。また、2017年2月に国立国会図書館憲政資料室において、大審院検事などを務めた太田耐造の関係文書が公開されたので、同文書を入念に調査することにした。同文書は1000点以上に及び執務に関する史料であり、史料の残存状況の良くない司法省・検察において重要な位置を占めるものと推測されたためである。そして、それらの史料を踏まえ、「平沼・鈴木閣」の影響力の減退を、昭和初期の減刑嘆願運動との関わりで分析した。

最後に、「平沼・鈴木閣」が司法省の刑事政策と検察にどのような影響を与えたのかについて、分析を進めた。具体的には、「山岡萬之助関係文書」、「平沼騏一郎関係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)や『法律日日』、『法律新聞』、『思想月報』、『思想月報』など、関連する史料や新聞、雑誌を幅広く収集し、分析を進めた。

4. 研究成果

主に二つの方面で成果があった。

第一に、「平沼・鈴木閣」の形成過程・衰退過程の実証である。

平沼・鈴木が司法部を離れた後も、田中内閣期までは、小山松吉・小原直らとの密接な関係を通じて、間接的ではあるが、相当程度影響力を保っていた。「平沼・鈴木閣」は浜口雄幸内閣以後、小山松吉・小原直が疑獄事件への対応の違いなどから、平沼と距離を置いたことで弱体化した。以後、平沼の司法部への表立った関与としては、主に林内閣から阿部内閣まで法相人事にとどまった。なお、マスメディアにおいて、「平沼・鈴木閣」は検事権力との関連で捉えられており、「平沼・鈴木閣」と指摘された司法官のほとんどが検事であった。そして、「平沼・鈴木閣」の中核となった司法官の多くは国本社、あるいは日本大学に關係していた。

第二に、昭和初期テロ事件の司法過程を、減刑嘆願運動の展開及び、運動を契機とした政治勢力からの圧力に対して司法部・陸海軍がどのように司法権の運用を行ったのかという視点から実証した。

減刑嘆願運動は五・一五事件の陸海軍側公判開始後、初めて全国的運動となった。海軍側論告は世論を二分し、運動は高揚したが、海軍側判決後には、国民の裁判への関心は低下し、新聞でも直接行動に批判的な社説が掲載されるようになったのである。以後、運動の主体は国家主義団体に移り、その性質も相沢事件後には陸軍皇道派による公判闘争へと変化していった。陸軍は被告らに一貫して同情的であった。海軍側は当初、法に基づく刑罰を科そうしたが、減刑嘆願運動及びそれに呼応した海軍内部の圧力に屈し、被告らに寛大な刑罰を科した。一方、「平沼・鈴木閣」の影響が弱まった司法部は、一連のテロ事件の司法過程において他の政治勢力からの介入を阻止し、自身の権限を持って処理しようとするという意味において、司法権の独立を志向していたのである。

なお、最終年度に「平沼・鈴木閣」が司法省の刑事政策と検察にどのような影響を与えたのかについても、分析を進めたが、本年度中に論文としてまとめるまでには至らなかった。

ただ、最終年度の調査・分析を手がかりとして、歴史的実証をかためていくべき仮説を二つ得た。

第一に、明治30年代半ばから大正期にかけて今日に通じる「精密司法」の源流が形成されていくが、それは平沼を中心とする検察の捜査、起訴便宜主義の徹底によりもたらされた可能性があることである。

第二に、戦後に至るまで検察の犯罪者の更正、社会復帰重視の姿勢が日本の刑事司法の特徴として挙げられるが、それは明治末期以降、新派刑法学の台頭と儒教的思想により形成させていったのではないかということである。その特徴の形成に影響を与えた平沼は人の本来の性質には徳がそなわっており、それを遂げさせることを法の基本とすべきと主張している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

萩原淳、昭和初期テロ事件の司法過程と軍部・社会、年報政治学 2018()、2018年7月、70-95頁[査読有り]

萩原淳、昭和初期の枢密院運用と政党内閣、年報政治学 2017()、2017-12、270-294頁[査読有り]

〔学会発表〕(計10件)

萩原淳、近代日本において人々は国家主義運動とどのように関わったのか、近代日本政治外交史研究会、2018-11-3、東京女子大学[招待有り]

萩原淳、昭和戦前期の国家主義運動と国民参加、日韓次世代学術フォーラム第15回国際学術大会、2018-6-30、静岡県立大学草薙キャンパス[査読有り]

萩原淳、昭和初期の減刑嘆願運動と司法部、大阪歴史学会2018年大会、2018-6-24、大阪市立大学[査読有り]

萩原淳、人々はテロリズムとどのように向き合ったのか、2018-3-13、慶應大学スーパーグローバルプロジェクト研究会、慶応義塾大学三田キャンパス[招待有り]

萩原淳、治安維持法の立法・審議過程と欧米法制、日本史研究会近代史部会、2018-2-8、京都機関紙会館[招待有り]

萩原淳、昭和戦前期の司法官僚と軍部・政党、第二回東アジア日本研究者協議会国際学術大会、2017-10-28 天津賽象酒店[査読有り]

萩原淳、昭和初期テロ事件の裁判と軍部・社会、東京歴史科学研究会例会、2017-9-30、明治大学リパティタワー[査読有り]

萩原淳、平沼騏一郎研究、近代日本政治史研究会、2017-3-4、明治大学駿河台キャンパス[招待有り]

萩原淳、昭和初期の枢密院運用と二大政党、日本政治学会、2016-10-2、立命館大学大阪いばらきキャンパス[査読有り]

萩原淳、平沼騏一郎論、「二〇世紀と日本」研究会、2016-08-20、伊勢シティホテル[招待有り]

〔図書〕(計2件)

萩原淳、日本政治史の中のリーダーたち、京都大学学術出版会、2018、第二部第五章分担執筆[査読なし]

萩原淳、平沼騏一郎と近代日本、京都大学学術出版会、2016、466頁[査読有り]

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者 なし

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。